空幕援第４８号例規
２７．１０．１
一部変更　空幕援第１４号例規
２９．３．３１
一部変更　空幕援第３０号例規
２９．６．２６
一部変更　空幕援第１２号例規
３１．３．２９
一部変更　空幕総第２４７号例規
令和元年６月２７日
一部変更　空幕援第１０号例規
令和２年３月６日
一部変更　空幕募援第２７号例規
令和３年３月１８日
一部変更　空幕募援第７０号例規
令和３年４月１日
一部改正　空幕募援護第５８号例規
令和４年３月２４日
一部変更　空幕募援護第６０号例規
令和５年３月３１日

全部隊長
全機関の長　　殿

航空幕僚長

航空自衛隊における若年定年等隊員の就職の援助について（通達）（登録報告）

標記について、平成２７年１０月１日から別冊により実施されたい。

なお、航空自衛隊における退職予定隊員の就職援護業務について（通達）（空幕援第２８号２４．４．６）（航空自衛隊報第１５５２号掲載）は、平成２７年９月３０日をもって廃止する。

関連文書：防人育（事）第７号（２７．１０．１）
添付書類：別冊「就職援助実施要領」
分類番号：Ｂ－３０－０５６　　作成年度：２０１５年度
保存期間：１０年　　枚　　数：１枚、１冊
保存期間満了時期：２０２６．３．３１　　開示判断：開示

空幕援第４８号（２７．１０．１）
一部変更　空幕援第１４号（２９．３．３１）
一部変更　空幕援第３０号（２９．６．２６）
一部変更　空幕援第１２号（３１．３．２９）
一部変更　空幕総第２４７号（令和元年６月２７日）
一部変更　空幕援第１０号（令和２年３月６日）
一部変更　空幕募援第２７号（令和３年３月１８日）
一部変更　空幕募援第７０号（令和３年４月１日）
一部変更　空幕募援護第５８号（令和４年３月２４日）
一部変更　空幕募援護第６０号（令和５年３月３１日）

就職援助実施要領

平成２７年１０月
航空幕僚監部

分類番号：Ｂ－３０－０５６　　作成年度：２０１５年度
保存期間：１０年　　冊　　数：１冊
保存期間満了時期：２０２６．３．３１　開示判断：開示

目　　次

第１　総則
　１　趣旨　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１
　２　定義　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１
　３　各級指揮官、隊員及び就職援護隊員の責務　－－－－－－－－－－－－－　２
第２　組織及び業務
　１　組織　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　３
　２　業務　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　３
第３　就職の依頼等に関する事項
　１　就職の依頼等の対象範囲　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　５
　２　就職の依頼等に関する基本事項　－－－－－－－－－－－－－－－－－－　５
　３　就職の依頼のための手続き　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　６
　４　就職援護統制部隊援護業務課等の長による進捗管理等　－－－－－－－－　８
　５　援護協会との協力等　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　８
　６　就職援護広報　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　８
第４　就職の援助に資する施策
　１　就職の援助に資する施策の準備等－－－－－－－－－－－－－－－－－－　９
　２　職業訓練　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１０
　３　退職管理教育　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１１
　４　部外委託による進路設計相談　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１２
　４の２　任期制自衛官の退職後の進学に対する支援　－－－－－－－－－－　１２
　５　定年前異動　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１２
第５　大臣への届出等　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１２
第６　就職援護システムによる事務処理等　－－－－－－－－－－－－－－－　１３
第７　報告　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１３
第８　その他　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１３

別表第１　担当区域等一覧表　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　１４
別表第２　就職の援助に関する報告一覧表　－－－－－－－－－－－－－－－　１５

　付紙様式第１　就職援護広報実施成果報告　－－－－－－－－－－－－－－　１６
　付紙様式第２　年度技能訓練実施成果報告　－－－－－－－－－－－－－－　１７
　付紙様式第３　年度通信教育実施成果報告　－－－－－－－－－－－－－－　１８
　付紙様式第４　進路設計相談員業務実施状況報告　－－－－－－－－－－－　１９
　付紙様式第４の２　年度任期制自衛官の退職後の進学に対する支援の実施成
　　果報告　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　２０
　付紙様式第５　３等空佐以上の階級にあった若年定年等隊員の就職の援助の
　　実施結果報告　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　２１
　付紙様式第６　１等空尉以下の階級（任期制隊員以外）にあった若年定年等
　　隊員の就職の援助の実施結果報告　－－－－－－－－－－－－－－－－－　２２
　付紙様式第７　１等空尉以下の階級（任期制隊員）にあった若年定年等隊員
　　の就職の援助の実施結果報告　－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　２３
別図　就職援護組織－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－－　２４

第１　総則

１　趣旨

この要領は、若年定年等隊員の就職の援助について（通達）（防人育（事）第７号。２７．１０．１）（以下「次官通達」という。）及び再就職等規制の運用に係る基本的事項について（通達）（空幕人教第２５号令和３年４月１日）に基づき、航空自衛隊における若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助の実施について、必要な事項を定めるものとする。

２　定義

この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）就職の援助

再就職の支援のことをいう。

（２）方面隊

航空方面隊をいう。

（３）方面隊援護業務課

方面隊司令部総務部援護業務課をいう。

（４）就職援護統制部隊

方面隊をいう。

（５）就職援護統制部隊援護業務課

方面隊援護業務課をいう。

（６）基地就職援護担当部隊等

基地（木更津、新潟分屯基地を含む。以下同じ。）において就職の援助（就職の依頼等に関することを除く。）を担当する部隊等をいう。

（７）基地援護室

基地において、就職の援助業務を担当する部署であり、三沢、入間、春日、那覇基地以外の基地に所在するものをいう。

（８）就職援護担当部隊等

航空幕僚監部人事教育部（以下「空幕人教部」という。）及び基地就職援護担当部隊等をいう。

（８）の２　部隊等

編合部隊の司令部、編制部隊、独立して所在する編制単位群部隊及び編制単位部隊並びに機関及び地方機関をいう。

（９）援護補助者

部隊等の長（就職援護担当部隊等の長を除く。） が実施する就職指導等を補佐する担当者をいう。

(10) 若年定年等退職予定隊員

次官通達別紙第２第１項第１号に規定する若年定年等隊員をいう。

(11) 応募認定退職予定隊員

次官通達別紙第２第１項第２号に規定する若年定年等隊員をいう。

(12) 任期満了等退職予定隊員

次官通達別紙第２第１項第３号に規定する若年定年等隊員をいう。

(13) ４号免職退職予定隊員

次官通達別紙第２第１項第４号に規定する若年定年等隊員をいう。

(14) 再任用任期満了退職予定隊員

次官通達別紙第２第１項第５号に規定する若年定年等隊員をいう。

(15) 割愛退職予定隊員
次官通達別紙第２第１項第６号に規定する若年定年等隊員をいう。
(16) 退職予定隊員
若年定年等退職予定隊員及び任期満了等退職予定隊員をいう。
(17) 就職援護隊員
他の隊員についての就職の依頼等の規制を適用しない隊員を定める訓令（平成２７年防衛省訓令第３５号。以下「訓令」という。）第３条第１項に規定する就職援護隊員をいう。
(18) 管理職隊員
自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号。以下「隊法」という。）第６５条の１１第３項に規定する隊員をいう。
(19) 職業紹介希望隊員
次官通達別紙第２第１項に規定する職業紹介希望隊員をいう。
(19) の２　職業紹介希望退職者
次官通達別紙第２第１項に規定する職業紹介希望退職者をいう。
(20) 就職援助施策対象隊員
次官通達別紙第３第１項の規定する隊員をいう。
(21) 再就職等関連規則
隊法第５章第５節、自衛隊法施行令（昭和２９年政令第１７９号。以下「政令」という。）第５章第５節、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号。以下「防衛省令」という。）第３章第８節、訓令、次官通達及びこの通達をいう。
(22) 担当区域
就職援護統制部隊の長が就職の援助を統制する地域をいう。
(23) 担当地区
基地就職援護担当部隊等の長が就職の援助を担当する地域をいう。

３　各級指揮官、隊員及び就職援護隊員の責務

（１）各級指揮官の責務
若年定年制及び任期制という特殊な任用制度の下において、任務に精励する若年定年等隊員の退職後の生活基盤を確保することは、在職中に不安を覚えることなく勤務し得ることにつながり、ひいては隊員の士気を高揚させるとともに、募集業務の円滑化に寄与する等、組織の精強性を維持するための必要不可欠な要素である。
この点を踏まえ、部下隊員を統率すべき各級指揮官は、就職援護広報を実施するとともに、隊員の就職の援助に資する施策を実施するなど、隊員の就職の援助に資する適切な指導や便宜を図り、組織的なサポートに努めなければならない。
なお、再就職等関連規則を理解し、規制内容に抵触することのないよう、部下隊員に再就職等関連規則を遵守させ、航空自衛隊に対する国民の信頼を損なうことのないよう努めなければならない。

（２）隊員個人の責務
若年定年等隊員の退職後における生活基盤の安定及び確保は、個人の能力、健康及び心構えに負うところが大きい。したがって、若年定年等隊員は、常日頃から自己の啓発に努め、常に社会への適応性を高めなければならない。

（３）就職援護隊員の責務

就職援護隊員は、職業紹介希望隊員の離職に際しての離職後の就職の援助及び職業紹介希望退職者に対する就職の援助を行うため、隊法第６５条の２第１項の規制を受けない隊員として防衛大臣に指定された者であることを自覚し、再就職等関連規則を遵守しつつ、業務を遂行しなければならない。

第２　組織及び業務

１　組織

（１）就職援護組織

別図のとおりとする。

（２）就職援護隊員の指定

就職援護隊員は、訓令第３条第１項第３号に規定する航空幕僚監部及び基地就職援護担当部隊等の就職の依頼等を担当する部署等へ配置された者のうち、個別命令により示す。

２　業務

各号に掲げる者の就職援護業務は、次のとおりとする。

（１）航空幕僚監部人事教育部長（以下「空幕人教部長」という。）

ア　就職の援助に係る総括及び指導に関すること。

イ　就職の援助に係る諸計画の策定及び実績の報告に関すること。

ウ　原則として、１等空佐である若年定年等退職予定隊員及び応募認定退職予定隊員の就職の援助に関すること（訓令第２条第１項第４号に規定する就職の依頼等（以下「就職の依頼等」という。）に関することを除く。）。

エ　割愛退職予定隊員の就職の援助に関すること（就職の依頼等に関することを除く。）。

オ　再就職等関連規則の遵守の徹底に関すること。

（２）航空幕僚監部人事教育部募集・援護課長（以下「空幕募集・援護課長」という。）

ア　前号に掲げる空幕人教部長の業務の補佐に関すること。

イ　１等空佐である若年定年等退職予定隊員及び応募認定退職予定隊員並びに退職時に１等空佐（特別昇任を除く。）であった職業紹介希望退職者の就職の依頼等に関すること。

ウ　割愛退職予定隊員の就職の依頼等に関すること。

エ　広範な求人が見込める企業、その他、空幕募集・援護課による調整を要する求人情報の収集、提供等に関すること。

オ　空幕人教部募集・援護課が就職の援助を担当する隊員に係る利害関係確認表（次官通達別紙第２第２項第２号に規定する利害関係確認表をいう。以下同じ。）の通知に関すること。

（３）航空幕僚監部人事教育部補任課長（以下「空幕補任課長」という。）

利害関係確認表の確認に関すること。

（４）方面隊司令官

ア　就職の援助に係る方面隊直轄部隊長の監督指導に関すること。

イ　方面隊司令部の所在する基地の就職の援助に関すること（就職の依頼等に関することを除く。）。

ウ　援護協力団体との協力、調整等に関すること。

エ　地方公共団体（都道府県）への再就職に係る情報収集に関すること。

オ　再就職等関連規則の遵守の徹底に関すること。

（５）方面隊援護業務課長

前号に掲げる方面隊司令官の業務の補佐に関すること。

（６）就職援護統制部隊の長

就職援護統制部隊の長は、別表第１に定める区分に従い、次に掲げる業務を実施する。

ア　担当区域内に所在する基地就職援護担当部隊等の長が実施する就職の援助の統制に関すること。

イ　担当区域内における就職の援助に係る諸計画の策定及び実績の報告に関すること。

ウ　援護協力団体との協力、調整等に関すること。

（７）就職援護統制部隊援護業務課の長

就職援護統制部隊援護業務課の長は、別表第１に定める区分に従い、次に掲げる業務を実施する。

ア　前号に掲げる就職援護統制部隊の長の業務の補佐に関すること。

イ　広域求人情報の収集及び提供並びに使用の統制に関すること。

ウ　担当区域の基地援護室長が実施する就職の援助業務に関する進捗管理に関すること。

エ　就職援護統制部隊が所在する基地における基地援護室長の業務に関すること。

オ　担当区域における就職援護広報及び新規雇用企業開拓の推進に関すること。

カ　担当区域において再就職を希望する１等空佐及び退職時に１等空佐（特別昇任を除く。）であった職業紹介希望退職者の就職の援助に係る空幕募集・援護課長への協力及び支援に関すること。

（８）基地就職援護担当部隊等の長

基地就職援護担当部隊等の長は、別表第１に定める区分に従い、次に掲げる業務を実施する。

ア　担当地区内に所在する部隊等の長が実施する就職指導等の協力に関すること。

イ　担当地区内における就職の援助に係る諸計画の策定及び実績の報告に関すること。

ウ　担当地区内に再就職希望地が所在する任期満了等退職予定隊員の就職の援助に関すること（就職の依頼等に関することを除く。）。

エ　担当地区内における隊員及び空幕人教部長が指定した隊員（航空自衛隊以外の機関に所属する隊員を含む。）の就職の援助に関すること（就職の依頼等に関することを除く。）。ただし、当該隊員の就職の援助に関し、就職援護担当部隊等を移管した場合は、当該隊員の就職依頼等は行わないものとする。

オ　援護協力団体との協力、調整等に関すること。

カ　基地周辺の地方公共団体への再就職に係る情報収集に関すること。

キ　再就職等関連規則の遵守の徹底に関すること。

（９）基地援護室長

ア　前号に掲げる基地就職援護担当部隊等の長の業務の補佐に関すること。

イ　担当地区内に再就職希望地が所在する任期満了等退職予定隊員及び職業紹介希望退職者の就職の依頼等に関すること。

ウ　担当地区内における職業紹介希望隊員及び空幕人教部長が指定した隊員（航空自衛隊以外の機関に所属する職業紹介希望隊員を含む。）並びに職業紹介希望退職者の就職の依頼等に関すること。ただし、当該隊員の就職の援助に関し、就職援護担当部隊等を移管した場合は、当該隊員の就職の依頼等は行わないものとする。

エ　地方協力本部派遣要員の服務状況の確認、人事管理等の実施に関すること。

オ　援護補助者の教育に関すること。

(10) 部隊等の長

部隊等の長は、若年定年等隊員の就職の援助に関して、その統制を受ける基地就職援護担当部隊等の長と密接な連携を図り、次に掲げる業務を実施する。

ア　若年定年等隊員に対する就職指導に関すること。

イ　基地就職援護担当部隊等の長が行う就職の援助に係る協力及び支援に関すること。

ウ　隊員に対する再就職等関連規則の遵守の徹底に関すること。

エ　利害関係確認表の確認に関すること。

オ　援護補助者の指定及び指導に関すること。

(11) 援護補助者

ア　前号ア～エに掲げる部隊等の長の業務の補佐に関すること。

イ　基地援護室との連絡・調整に関すること。

(12) 中部航空警戒管制団技能訓練所長

ア　技能訓練等の企画及び調整に関すること。

イ　訓練参加者の指導及び監督に関すること。

(13) 航空気象群業務管理講習所長

ア　業務管理教育の企画及び調整に関すること。

イ　業務管理講習所の管理及び運営に関すること。

ウ　受講者の指導及び監督に関すること。

第３　就職の依頼等に関する事項

１　就職の依頼等の対象範囲

就職の依頼等は、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に対して行うものとし、当該隊員以外の隊員及び当該退職者以外の就職の依頼等は行ってはならない。

２　就職の依頼等に関する基本事項

（１）職業紹介希望隊員は、再就職等関連規則を遵守し、各種施策及び援護組織を活用し在職中に（やむを得ない理由により在職中に就職が決定せず退職を迎えた場合で、退職後も引き続き就職援護隊員から取り次がれる求人情報を希望する場合は、別途示される期間内に）再就職が決定するよう努めるものとする。

（２）就職援護隊員は、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者が再就職等関連規則を遵守し、在職中に（やむを得ない理由により在職中に就職が決定せず退職を迎えた場合で、退職後も引き続き就職援護隊員から取り次がれる求人情報を希望する場合は、別途示される期間内に）希望、適性等に合致する再就職が決定するよう支援するものとする。

3　就職の依頼のための手続

（1）就職希望調査の実施

部隊等の長は、所属する退職予定隊員について、就職希望の有無等に関する調査を実施するものとする。この場合において、航空自衛隊以外の機関等に勤務する退職予定隊員の就職希望調査に関しては、空幕人教部長が実施するものとする。

（2）就職援護担当部隊等の長への通知等

部隊等の長は、前号の調査の結果及び職業紹介希望隊員の履歴書を次に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ次表右欄に定める者に通知するものとする。

職業紹介希望隊員の区分	通知先
1等空佐の若年定年等退職予定隊員、応募認定退職予定隊員、4号免職退職予定隊員、再任用任期満了退職予定隊員及び割愛退職予定隊員	空幕人教部長 （募集・援護課長気付）
上記以外の若年定年等隊員	当該隊員の所属する部隊等の所在する地区を担当する基地就職援護担当部隊等の長

（3）就職援護担当部隊等の指定等

ア　就職援護担当部隊等の指定

就職援護担当部隊等は、若年定年等隊員の各区分に応じ、次表のとおり指定するものとする。

区分	就職援護担当部隊等
若年定年等退職予定隊員	空幕人教部長が指定する就職援護担当部隊等
応募認定退職予定隊員	空幕人教部募集・援護課
任期満了等退職予定隊員	再就職希望地の所在する地区を担当する基地就職援護担当部隊等
4号免職退職予定隊員	空幕人教部募集・援護課
再任用任期満了退職予定隊員	
割愛退職予定隊員	

イ　就職援護担当部隊等の変更

就職援護担当部隊等を変更する場合の要領については、別に示す。

（4）職業紹介をすることが不適当な営利企業等であるかの確認

不適当な営利企業等であるかの確認については、次に示す実施要領のほか、細部は別に示す。

ア　就職援護隊員は、次官通達別紙第2第2項の規定に従い、職業紹介をすることが不適切な営利企業等に該当しないことを確認し、確認ができた営利企業等に係る情報に限り、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に取り次ぐものとする。

イ　利害関係確認表の確認

就職援護隊員は、次の手続により提出された利害関係確認表により、職業紹介希望隊員又は職業紹介希望退職者と職業紹介を希望する営利企業等との間に、利害関係の該当性がないことが確認できた場合に限り、援護協会等に職業紹介の希望を取り次ぐものとする。

（ア）３等空佐以上の階級にある職業紹介希望隊員は、次官通達別紙第２第２項第２号の規定に基づき、職業紹介を希望する当該営利企業等との間の利害関係の該当性について、自ら確認表を記入し、当該基地等の調達業務を担当する会計隊長等（契約担当官）に、基地等調達に係る確認を受けた後、担当する就職援護担当部隊等の長を経由して、航空幕僚長（補任課長気付）に通知する。

また、３等空佐以上の階級にあった職業紹介希望退職者（特別昇任者を除く。）にあっては、職業紹介を希望する当該営利企業等との間の利害関係の該当性について、自ら確認表を記入し、担当する就職援護隊員を通じて所属していた当該基地等の調達業務を担当する会計隊長等（契約担当官）に、基地等調達に係る確認を受けるほかは、同様の手続とする。

なお、これら職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の利害関係を確認するに際し、部隊等付を命ぜられた、又は命ぜられていた場合は、その直前の補職における職務（部隊等付を除く。）と職業紹介を希望する営利企業等との間の利害関係の該当性について確認をするものとする。

（イ）空幕補任課長は、中央調達及び地方調達（基地等調達を除く。）に係る確認をし、航空幕僚長の確認を受けた当該職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の利害関係確認表を、通知された就職援護担当部隊等の長を経由して、当該職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者へ通知する。

（ウ）当該職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者は、確認された利害関係確認表を就職援護隊員に提出するものとする。

（５）求職手続

ア　就職援護担当部隊等の長は、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の就職希望等を確認の上、援護協会等及び公共職業安定所等の長の定めるところにより、求職票の作成等、所要の手続を行うものとする。

イ　就職援護担当部隊等の長は、職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の再就職希望地が遠隔地である等の理由により、航空自衛隊の就職援護担当部隊等が求職手続を実施できない場合には、事前に調整の上、次表に掲げる職業紹介希望隊員の区分に応じ、それぞれ次に定める者に求職手続を依頼することができる。この場合において、方面総監への依頼は、就職援護統制部隊の長を通じて行うものとする。

また、職業紹介希望退職者の区分は、職業紹介希望隊員時の区分を引き継ぐものとする。

なお、求職手続を依頼した場合には、再就職希望地の所在する地区を担当する基地就職援護担当部隊等の長にその旨を通知するものとする。

職業紹介希望隊員の区分	依頼先
若年定年等退職予定隊員	再就職希望地の所在する地区を管轄する方面総監
任期満了等退職予定隊員	再就職希望地の所在する地区を管轄する地方協力本部長
上記以外の若年定年等隊員	都度別に示す。

（６）紹介状の使用

就職援護隊員は、就職の依頼等を行う場合、援護協会等及び公共職業安定所の長の発行する紹介状を使用するものとする。

（７）採否通知の処理

ア　就職援護隊員は、援護協会等及び公共職業安定所から職業紹介希望隊員又は職業紹介希望退職者の採否についての連絡を受けた場合、その都度、当該隊員又は当該退職者の所属部隊等の長に通知するとともに、採否通知書及び求人票の写しを空幕募集・援護課長に送付するものとする。

イ　採否通知書の様式は、援護協会等及び公共職業安定所の定めた退職自衛官職業紹介事業業務処理要領によるものとする。

（８）任期制隊員合同企業説明会

部隊等の長は、任期満了等退職予定隊員に対し、雇用情勢等再就職に必要な知識を付与するとともに、企業等の実態を把握させ円滑な再就職準備を図るため、地方協力本部等が実施する任期制隊員合同企業説明会に任期満了等退職予定隊員を参加させることができる。

４　就職援護統制部隊援護業務課等の長による進捗管理等

（１）進捗管理等

ア　就職援護統制部隊援護業務課等の長は、担当区域内の就職の援助の進捗状況を掌握するとともに、区域内基地援護室等間の進捗状況、求人情報等の共有を図る。

イ　援助に遅れがみられる職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に関しては、担当する基地援護室等に所要の指導、助言等を実施するほか、必要に応じ他就職援護統制部隊等を含む関係部署との調整を実施する。

ウ　空幕募集・援護課長は、各種会同等の機会を活用し、就職援護統制部隊援護業務課等の長による進捗管理等状況について適宜確認し、必要な指導、助言等を実施する。

（２）進捗管理等に係る情報共有要領

就職援護統制部隊援護業務課等の長による進捗管理等に係る情報共有の要領については、別に定める。

５　援護協会との協力等

（１）就職援護隊員は、援護協会等、関係省庁（地方に置かれるものを含む。）、地方自治体その他の関係機関と密接に連携し、就職の依頼等を行うものとする。

（２）援護協議機関関連会議への参加基準等は、次官通達別紙第２第３項第２号別表に基づき、次のとおりとする。

機関名	中央連絡会議	都道府県自衛隊退職予定隊員就職連絡会議	地域雇用協議会自衛隊退職予定隊員就職援護部会
参加者	空幕人教部長（空幕募集・援護課長）	当該都道府県を担当地区とする基地就職援護担当部隊等の長	当該地域を担当地区とする基地就職援護担当部隊等の長

６　就職援護広報

部隊等の長は、各種団体、企業主等に対し、自衛隊及び自衛隊員に関する理解と評価を得るために必要な広報活動を行うものとする。ただし、これにより就職援護隊員以外の隊員が就職の依頼等を行うことができるものと解してはならない。

第４　就職の援助に資する施策

１　就職の援助に資する施策の準備等

就職の準備等のための施策は次のとおりとし、細部は別に示す。

（１）職業適性検査

基地就職援護担当部隊等の長は、就職援助施策対象隊員の適性に応じた就職指導及び職業訓練を行うため、希望する就職援助施策対象隊員又は必要と認める隊員に対し、厚生労働省の基準による一般職業適性検査を実施するものとする。

（２）インターンシップ

基地就職援護担当部隊等の長は、若年定年等退職予定隊員のうち必要と認める隊員に対し、再就職者の早期離職を防止するとともに、再就職先の拡充を図るため、企業等における退職前のインターンシップを実施するものとする。

（３）能力開発設計集合訓練

基地就職援護担当部隊等の長は、原則として、退職のおおむね１０年前の若年定年等退職予定隊員に対し、将来の生活設計に必要な能力の再開発及び個人の活性化を図るため、集合訓練を実施するものとする。

（４）技術資格取得集合訓練

部隊等の長は、公資格取得のために自助努力をしている退職のおおむね１０年前の若年定年等退職予定隊員を、国家試験等受験前に、技術資格取得集合訓練に参加させることができる。ただし、当該訓練に参加した隊員は、次項第２号に規定する職業訓練のうち、部内技能訓練、部外技能訓練及び通信教育を受講することはできない。

（５）任期制士に対するライフプラン集合訓練

基地就職援護担当部隊等の長は、任期満了等退職予定隊員のうち必要と認める隊員に対し、進路、就職援護状況、生活設計等に係る知識等を付与するため、ライフプラン集合訓練を実施するものとする。

（６）遠隔地就職補導訓練

ア　部隊等の長は、遠隔地に就職を希望する任期満了等退職予定隊員に対し、就職相談及び任期制士に対する合同企業説明会への参加、就職予定企業の見学等を現地で実施させるため、遠隔地就職補導訓練を実施することができる。

イ　部隊等の長は、遠隔地就職補導訓練の実施に当たっては、基地就職援護担当部隊等の長と調整を図るものとする。

ウ　基地就職援護担当部隊等の長は、遠隔地就職補導訓練実施地の所在する地区を担当する基地就職援護担当部隊等の長に必要な支援を依頼することができる。

なお、地方協力本部の支援を受ける必要がある場合には、基地就職援護担当部隊等の長が、当該訓練実施地の所在する地区を管轄する地方協力本部長に依頼するものとする。

（７）職業訓練等希望調査

ア　航空自衛隊の部隊、機関等における調査

部隊等の長は、第４第１項第３号から第５号まで、第２項から第３項までの各種施策（以下「職業訓練等」という。）の対象者について、職業訓練等希望の有無等を調査し、当該部隊等の所在する地区を担当する基地就職援護担当部隊等の長に通知するものとする。

イ　ア以外における調査

航空自衛隊以外の機関等に勤務する対象者の職業訓練等希望調査は、空幕人教部長が実施する。

（８）調査研究

就職援護担当部隊等の長は、就職の援助の適正化及び改善を図るため、雇用情勢の把握及び就職の援助実績の分析に努めるとともに、就職援助施策対象隊員及び離職者に対し、再就職、生活設計等に関する意識の実態を調査研究するものとする。

２　職業訓練

（１）対象者

職業訓練の対象者は、就職援助施策対象隊員とする。

（２）種目及び受講範囲

種目及び受講範囲は、次表による。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">種目
区分</th><th colspan="3">技能訓練</th><th rowspan="2">通信教育</th><th rowspan="2">防災・危機管理教育</th></tr>
<tr><th>部内</th><th>部外</th><th>車両(自動車)操縦訓練</th></tr>
<tr><td rowspan="2">幹　部
自衛官</td><td>３佐以上</td><td>×</td><td>△</td><td rowspan="3">○</td><td rowspan="3">○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>１尉以下</td><td rowspan="3">○</td><td rowspan="3">○</td><td rowspan="2">×</td></tr>
<tr><td colspan="2">准曹</td></tr>
<tr><td colspan="2">士</td></tr>
</table>

注：１　区分における士は、任期満了等退職予定隊員を示す。

２　階級は、受講時の階級を示す。

３　各区分における受講可能な職業訓練の種目及び回数は、次のとおりとする。

なお、元自衛官の再任用として採用された隊員については、一度自衛官を退職するまでに受講した職業訓練は回数に含めず、新たに受講できるものとする。

（１）幹部自衛官及び准曹

前項第４号に規定する技術資格取得集合訓練に参加した者は、部内技能訓練、部外技能訓練及び通信教育を受講することはできない。

（２）３佐以上の幹部

ア　部外技能訓練（受講可能な課目は限定されるため、別に示す。）及び通信教育の種目のうち、いずれか１種目１回だけ

イ　車両（自動車）操縦訓練を１回だけ

ウ　防災・危機管理教育を１回だけ

エ　部内外技能訓練は、原則不可とするものの、年度の予算状況等により受講可能範囲となる場合は、別に示す。

（３）１尉以下の幹部

ア　部内技能訓練、部外技能訓練及び通信教育の種目のうち、いずれか１種目１回だけ

イ　車両（自動車）操縦訓練を１回だけ

ウ　防災・危機管理教育を１回だけ

（４）准曹

ア　部内技能訓練、部外技能訓練及び通信教育の種目のうち、いずれか１種目１回だけ

イ　車両（自動車）操縦訓練を１回だけ

（５）士

ア　部内技能訓練及び部外技能訓練の種目のうち、いずれか１種目１回だけ

イ　車両（自動車）操縦訓練を１回だけ

ウ　通信教育を１回だけ

（３）職業訓練の実施基準等

職業訓練の実施基準等は次のとおりとし、細部は別に示す。

ア　技能訓練

（ア）就職援護統制部隊の長及び中部航空警戒管制団司令は、技能訓練を実施するものとする。

なお、基地就職援護担当部隊等の長との相互調整により他の基地で実施される技能訓練を実施することができるものとする。

（イ）就職援護統制部隊の長は、担当区域内の基地就職援護担当部隊等の長に技能訓練の実施を促進するほか、委託先の事情又は実施の効率性によっては担当区域内における技能訓練を取りまとめて実施させることができるものとする。

（ウ）基地就職援護担当部隊等の長及び中部航空警戒管制団司令は、技能訓練を受講する就職援助施策対象隊員（他部隊等から受け入れた就職援助施策対象隊員を含む。）の監督指導を行うものとする。

（エ）技能訓練を受講する就職援助施策対象隊員の発令は、個別命令による。

なお、必要と認める場合には、就職援助施策対象隊員の所属する部隊等の長は、訓練実施部隊等への臨時勤務を命ずることができる。

（オ）陸上自衛隊等で実施される技能訓練の受講については、別に示す。

イ　通信教育

（ア）就職援護統制部隊の長は、通信教育を実施するものとする。

（イ）部隊等の長は、就職援助施策対象隊員に通信教育講座を受講させることができる。この場合、受講した隊員の履修及び当該課目の資格取得状況等を把握するものとする。

（ウ）受講者の発令は、個別命令による。

ウ　防災・危機管理教育

（ア）中部航空警戒管制団司令は、防災・危機管理教育を実施するものとする。

（イ）部隊等の長は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊において実施する防災・危機管理教育を受講させることができる。

（ウ）受講者の発令は、個別命令による。

３　退職管理教育

（１）対象者

退職管理教育の対象者は、就職援助施策対象隊員とする。

（２）種目及び受講範囲

種目及び受講範囲は、次の表による。

区分＼種目		業務管理教育	就職補導教育
幹　部自衛官	１佐以上	○	×
	２佐以下		
准曹			
士		×	○

注：１　区分における士は、任期満了等退職予定隊員を示す。
　　２　階級は、受講時の階級を示す。
　　３　業務管理教育は、１回だけ
　　４　就職補導教育は、任意の回数とする。

（３）退職管理教育の実施基準等

退職管理教育の実施基準等は次のとおりとし、細部は別に示す。

ア　業務管理教育

（ア）業務管理教育のうち中央講習については、基地就職援護担当部隊等の長である航空気象群司令が、地域別講習については、基地就職援護担当部隊等の長が実施するものとする。

（イ）部隊等の長は、原則として、若年定年等退職予定隊員に対し業務管理教育を早期に受講させるものとする。

（ウ）受講者の発令は、個別命令による。

イ　就職補導教育

（ア）基地就職援護担当部隊等の長は、就職補導教育を実施するものとする。

（イ）部隊等の長は、原則として、任期満了等退職予定隊員に対し就職補導教育を受講させるものとする。

（ウ）受講者の発令は、個別命令による。

（４）就職指導

ア　部隊等の長は、就職援助施策対象隊員に対して、退職後の生活の安定のために必要な職業選択、生活設計、健康管理等に関し、勤務その他の機会を通じて就職指導を行うものとする。

イ　基地就職援護担当部隊等の長は、部隊等の長が実施する就職指導に関して、積極的に協力及び支援するものとする。

４　部外委託による進路設計相談

基地就職援護担当部隊等の長は、就職援助施策対象隊員の就職、生活設計等に関する相談業務を円滑に行うため、部外に委託し配置された就職相談事務に関する専門的知識を有する者（以下「進路設計相談員」という。）を有効に活用するものとする。

４の２　任期制自衛官の退職後の進学に対する支援

（１）就職援護統制部隊の長は、次官通達別紙第３第６項の規定により通信教育を実施するものとする。

（２）部隊等の長は、任期満了等退職予定隊員に対して、次官通達別紙第３第６項の規定により通信教育を受講させることができる。この場合、受講した隊員の履修、合否等の状況を把握するものとする。

（３）受講者の発令は、個別命令による。

（４）この項の規定に基づく通信教育の受講回数は、職業訓練の通信教育として計上するものとする。

５　定年前異動

定年前異動については、幹部自衛官の経歴管理について（通達）（空幕人（企）第９９３号６２．８．５）（航空自衛隊報第６５５号掲載）及び准空尉、空曹及び空士自衛官の経歴管理について（通達）（空幕人（計）第２５０号６２．３．１２）（航空自衛隊報第６４０号掲載）の定めるところによる。

第５　大臣への届出等

隊法第６５条の１１第１項に示す防衛大臣への届出は、別に示す要領により行うものとする。

なお、就職援護担当部隊等の長は、担当した職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者の届出について支援するものとする。

第６　就職援護システムによる事務処理等

部隊等の長及び就職援護担当部隊等の長は、就職援護システム（事務共通システムを使用した就職援護プログラムによる就職の援助の処理を行うシステムをいう。）を使用して必要な事務処理を行うとともに、当該システムにおいて取り扱う諸元を適正に維持管理し、その活用に努めるものとする。

第７　報告

基地就職援護担当部隊等の長は、就職の援助の成果等について、別表第２に定めるところにより航空幕僚長（募集・援護課長気付）に報告するものとする。

第８　その他

この通達の実施に関し、必要な事務処理要領は、空幕人教部長の定めるところによる。

別表第１

担当区域等一覧表

担当区域	就職援護統制部隊	基地就職援護担当部隊等		担当地区	
		基地等	担当部隊等	都道府県	航空自衛隊の分屯基地等
北部	北部航空方面隊司令部	千歳	第２航空団	北海道	長沼、稚内、網走、根室、当別、奥尻島、襟裳、八雲
		三沢	北部航空方面隊司令部	青森、岩手、秋田	大湊、車力、東北町、山田、加茂、秋田
		松島	第４航空団	宮城、山形、福島	大滝根山
中部	中部航空方面隊司令部	百里	第７航空団	茨城	霞ヶ浦
		入間	中部航空方面隊司令部	埼玉、東京	硫黄島
		熊谷	第４術科学校	栃木、群馬、埼玉	
		木更津	第４補給処木更津支処	千葉	習志野、峯岡山
		市ヶ谷	航空中央業務隊	東京、神奈川	十条、目黒、武山
		府中	航空気象群		
		横田	作戦システム運用隊		
		新潟	新潟救難隊	新潟	佐渡
		静浜	第１１飛行教育団	静岡	御前崎
		浜松	第１航空団	山梨、長野、静岡	
		岐阜	第２補給処	岐阜	
		小牧	第１輸送航空隊	愛知、三重	笠取山、高蔵寺、白山
		小松	第６航空団	富山、石川、福井	輪島
		奈良	幹部候補生学校	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山	経ヶ岬、串本、饗庭野
西部	西部航空方面隊司令部	美保	第３輸送航空隊	鳥取、島根、岡山	高尾山
		防府南	航空教育隊	広島、山口、愛媛、高知、徳島、香川	防府北、見島、土佐清水
		春日	西部航空方面隊司令部	福岡、佐賀、長崎、熊本	高良台、背振山、海栗島、福江島
		築城	第８航空団	福岡、大分	
		芦屋	第３術科学校	福岡	
		新田原	第５航空団	宮崎、鹿児島	高畑山、下甑島
南西	南西航空方面隊司令部	那覇	南西航空方面隊司令部	沖縄	奄美大島、沖永良部島、恩納、久米島、知念、与座岳、宮古島

別表第２

就職の援助に関する報告一覧表

名称	報告統制章号	報告者	様式	期限	報告先	備考
就職援護広報実施成果報告	２３－Ｗ６２（Ｄ）	基地就職援護担当部隊等の長	付紙様式第１	各四半期終了の翌月２０日	航空幕僚長（募集・援護課長気付）	報告は、未実施の基地就職援護担当部隊等の長を除く。
年度技能訓練実施成果報告	２３－Ｗ５５（Ｄ）		付紙様式第２	年度終了の翌月２０日		
年度通信教育実施成果報告	２３－Ｗ５７（Ｄ）		付紙様式第３			
進路設計相談員業務実施状況報告	２３－Ｗ６５（Ｄ）		付紙様式第４	各四半期終了の翌月２０日		報告は、進路設計相談員の未配置の基地就職援護担当部隊等の長を除く。
年度任期制自衛官の退職後の進学に対する支援の実施成果報告	２３－Ｗ６９（Ｄ）		付紙様式第４の２	年度終了の翌月２０日		
３等空佐以上の階級にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果報告	２３－Ｗ６６（Ｄ）		付紙様式第５	各四半期終了の翌月２０日		
１等空尉以下の階級（任期制隊員以外）にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果報告	２３－Ｗ６７（Ｄ）		付紙様式第６			
１等空尉以下の階級（任期制隊員）にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果報告	２３－Ｗ６８（Ｄ）		付紙様式第７			

付紙様式第１

就職援護広報実施成果報告（　　年度第　四半期分）

<table>
<tr><th rowspan="2">実施年月日</th><th rowspan="2">研修先等</th><th colspan="3">招へい者等内訳</th><th rowspan="2">実施概要</th><th rowspan="2">成果及び改善事項等</th></tr>
<tr><th>新規等区分</th><th>企業主等名</th><th>招へい人数</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td><td></td><td></td><td></td><td rowspan="3"></td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">合計</td><td colspan="2">新規企業数：　社　　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">継続企業数：　社　　名</td></tr>
</table>

注：１　新規等区分欄には、新規企業に該当するものだけ「新規」と記入する。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、横長に使用する。

付紙様式第２

年度技能訓練実施成果報告

区分	訓練課目	期間	訓練受講者数							科目別使用経費		委託先	実施部隊	成果（合格率）等
			受講者所属基地等名	佐官	尉官	准尉	空曹	空士	計	単価（円）	合計（円）			
部内		～												資格取得者：　名 合格率：　％
			計											
		～												資格取得者：　名 合格率：　％
			計											
			合計											
部外		～												資格取得者：　名 合格率：　％
			計											
		～												資格取得者：　名 合格率：　％
			計											
			合計											
車両操縦		～												資格取得者：　名 合格率：　％
			計											
		～												資格取得者：　名 合格率：　％
			計											
			合計											

注：用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、横長に使用する。

付紙様式第３

年度通信教育実施成果報告

訓練課目	期間	訓練参加人員							使用経費		成果及び問題点等
		区分	佐官	尉官	准尉	空曹	空士	計	単価（円）	合計（円）	
	～	受講者数									
		通信教育修了者数									
		資格取得者数									
	～	受講者数									
		通信教育修了者数									
		資格取得者数									
	～	受講者数									
		通信教育修了者数									
		資格取得者数									
	～	受講者数									
		通信教育修了者数									
		資格取得者数									
合計		受講者数									
		通信教育修了者数									
		資格取得者数									

注：１　受講者数は、受講開始時の人員とする。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、横長に使用する。

付紙様式第４

進路設計相談員業務実施状況報告

区分＼項目			相談者数及び退職予定時期別内訳						相談内容				
			６か月未満	６か月以上２年未満	２年以上４年未満	４年以上６年未満	６年以上１１年未満	１１年以上	進路選択相談	再就職相談	生活設計相談	その他相談	備考（特記事項）
自衛官	幹部	佐官	／	／	／	／	／	／					
		尉官	／	／	／	／	／	／					
		小計	／	／	／	／	／	／					
	准曹士	准曹	／	／	／	／	／	／					
		士	／	／	／	／	／	／					
		小計	／	／	／	／	／	／					
その他			／	／	／	／	／	／					
合計			／	／	／	／	／	／					

注：１　相談件数は、新規件数／延べ件数として記入する。
　　２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、横長に使用する。

付紙様式第４の２

年度任期制自衛官の退職後の進学に対する支援の実施成果報告

実施方法	期間	参加者				使用経費		委託先	成果（合・否）及び問題点等
		受講者所属基地等名	受講者数	修了者数	合格者数	単価（円）	合計（円）		
	～								受験大学（学部学科）：合・否 問題点等：
	～								
	～								
	～								
合計									

注：１　受講者数は、受講開始時の人員とする。
　　２　成果（合・否）は、受講者ごとに、受験した大学全ての合否を記入する。
　　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、横長に使用する。

付紙様式第５

３等空佐以上の階級にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果報告
（　　年度　半期）

連番	氏名	離職時の年齢	離職時の官職（階級）	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位	特昇有	継続有	再就職約束日

注：１　記入後の取り扱いについては、「注意（人事）」とする。
２　報告対象年度に再就職日が属する職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に対する就職の援助の実施結果を記載するものとする。
３　日付は、和暦年月日を（〇〇.〇〇.〇〇）で記載する。
４　「再就職先における地位」の欄については、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）別記様式第４に定める在職中に再就職の約束をした場合の届出における「再就職先における地位」と同様に記載する。
５　「特昇有」の欄には退官時に特昇した場合に、「継続有」の欄には退官後も就職の援助を継続した場合に「有」を記載する。
６　報告内容については、併せてデータを別途送付する。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、横長に使用する。

付紙様式第６

１等空尉以下の階級（任期制隊員以外）にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果報告
（　　年度　半期）

連番	氏名	離職時の年齢	離職時の官職（階級）	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位	特昇有	継続有	再就職約束日

注：１　記入後の取り扱いについては、「注意（人事）」とする。
２　報告対象年度に再就職日が属する職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に対する就職の援助の実施結果を記載するものとする。
３　日付は、和暦年月日を（○○.○○.○○）で記載する。
４　「再就職先における地位」の欄については、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）別記様式第４に定める在職中に再就職の約束をした場合の届出における「再就職先における地位」と同様に記載する。
５　「特昇有」の欄には退官時に特昇した場合に、「継続有」の欄には退官後も就職の援助を継続した場合に「有」を記載する。
６　報告内容については、併せてデータを別途送付する。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、横長に使用する。

付紙様式第７

１等空尉以下の階級（任期制隊員）にあった若年定年等隊員の就職の援助の実施結果報告
（　　年度　半期）

連番	氏名	離職時の年齢	離職時の官職（階級）	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位	特昇有	継続有	再就職約束日

注：１　記入後の取り扱いについては、「注意（人事）」とする。
２　報告対象年度に再就職日が属する職業紹介希望隊員及び職業紹介希望退職者に対する就職の援助の実施結果を記載するものとする。
３　日付は、和暦年月日を（○○.○○.○○）で記載する。
４　「再就職先における地位」の欄については、自衛隊法施行規則（昭和２９年総理府令第４０号）別記様式第４に定める在職中に再就職の約束をした場合の届出における「再就職先における地位」と同様に記載する。
５　「特昇有」の欄には退官時に特昇した場合に、「継続有」の欄には退官後も就職の援助を継続した場合に「有」を記載する。
６　報告内容については、併せてデータを別途送付する。
７　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とし、横長に使用する。

別図

就職援護組織

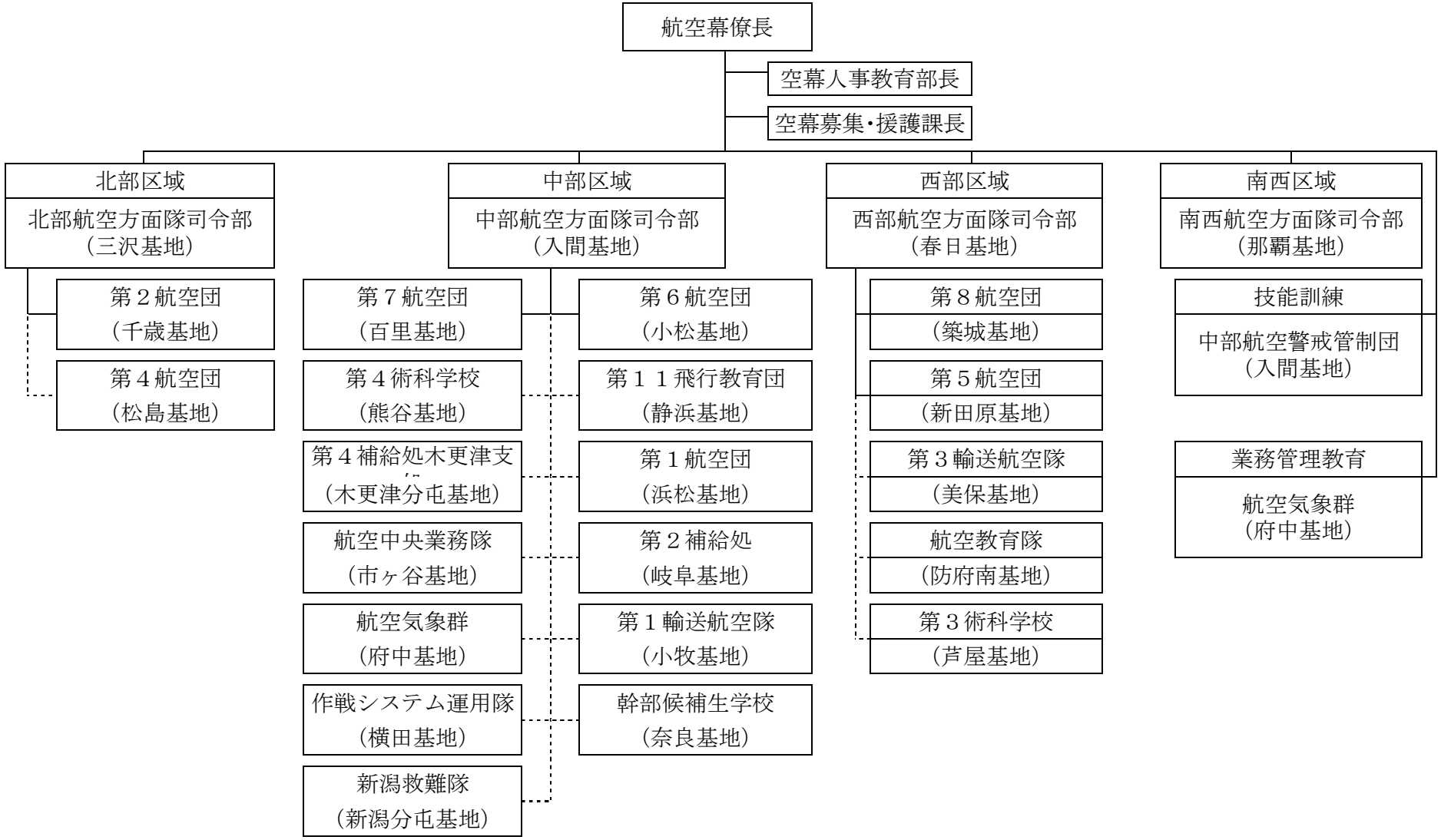

注：実線は指揮系統を、破線は統制系統を示す。